

調整給付金(不足額給付金)申請書 II

不足額給付II

調整給付金(不足額給付金)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付金^(注))の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

(注)：調整給付金(当初給付金)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

米沢市長 様

本様式は、調整給付金(不足額給付金)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。調整給付金(不足額給付金)支給確認書(以下「確認書」)が届いた場合は、本申請書を使用せず、確認書に記入し、返送してください。

本申請書の提出期限は令和7年10月31日(消印有効)です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度又は令和6年度の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない方であって、
- ・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

☐ 以下全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付金)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付金)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しなかった。
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付金)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しなかった。

- ② 令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しませんでした。
- ③ 調整給付金(不足額給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

フリガナ 氏 名	生年月日	住所等
	大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号

【代理申請を行う場合】 ※代理人が申請を行う場合は、下欄に記入のうえ必要書類を所定欄に貼付してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所等
			大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号
	上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付金)申請書の提出・受給を委任します。			本人氏名 署名

申請書 II

定額減税補足給付金推進室 使用欄										受付番号		
審査 1		審査 2		入力 1		入力 2		確認 1		確認 2		

2. 受取口座

以下のいずれか1つのチェック欄（□）に✓を記し、受取口座を選択してください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
※本人確認書類の写しを所定欄に貼付してください。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。

☐ 水道料金等の引落口座 ☐ 市税等の引落口座 （希望する場合はいずれかをチェック）

※本人確認書類の写し及び受取口座の確認書類の写しを所定欄に貼付してください。
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について担当部署に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座への振込を希望します。
※下欄に記入のうえ、本人確認書類の写し及び受取口座の確認書類の写しを所定欄に貼付してください。
※長期間、入出金のない口座は記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
	1 0 ※		

（注）金融機関に口座を開設していない等、どうしても口座振込による受け取りが困難な方は、米沢市役所定額減税補足給付金推進室（0238-27-8644）までお問い合わせください。

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅱ』(本書類)
※必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)
☐ 申請者(又は代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 受取口座(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し(コピー)』
※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書の写し(コピー)等』
※青色事業専従者又は事業専従者の方のみをご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税証明書の写し(コピー)』
※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

→ こちらの書類は、令和6年に本市に転入された方のみをご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード、外国人登録証明書、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 受取口座」で②③をチェックした方のみ)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。
令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

の り し ろ									
本人（代理人）確認書類	以下のいずれか1つの写し(コピー)を貼ってください。 <table border="1"><tr><td>○運転免許証</td><td>○健康保険証</td></tr><tr><td>○マイナンバーカード(表面)</td><td>○年金手帳</td></tr><tr><td>○介護保険証</td><td>○在留カード、外国人登録証明書</td></tr><tr><td>○パスポート等</td><td></td></tr></table> ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しのほか、代理人であることを証明する次の書類を貼付してください。 ○法定代理人の場合は、登記事項証明書の写し ○保佐人及び補助人の場合は、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録の写し	○運転免許証	○健康保険証	○マイナンバーカード(表面)	○年金手帳	○介護保険証	○在留カード、外国人登録証明書	○パスポート等	
○運転免許証	○健康保険証								
○マイナンバーカード(表面)	○年金手帳								
○介護保険証	○在留カード、外国人登録証明書								
○パスポート等									

の り し ろ		
受取口座の確認書類	<table border="1"><tr><td>預金通帳やキャッシュカードなどの受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を貼ってください。</td></tr></table> ※預金通帳は、表紙の裏面(口座名義人がカタカナで記載されている頁)をコピーしてください。 ※①公金受取口座を希望する場合は、受取口座の確認書類の写しは不要です。	預金通帳やキャッシュカードなどの受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を貼ってください。
預金通帳やキャッシュカードなどの受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を貼ってください。		

※記入漏れやチェック漏れ、提出書類の不備がある場合は給付を受けられません。